

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第47回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成28年7月22日（金） 14時00分～14時21分
於・総務省 第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、篠崎 悦子、
菅 美千世、多賀谷 一照、永峰 好美、二村 真理子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

安藤 英作（郵政行政部長）
岡崎 毅（郵政行政部企画課長）
森田 真弘（郵政行政部信書便事業課長）
東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

（1） 諮問事項

ア 特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並び
に信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可について

【諮問第1137～1139号】（非公開）

開 会

○樋口分科会長 皆さん、こんにちは。天候不順の中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日は、委員8名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

まず、総務省の幹部の方々に人事異動がありましたので、異動のあった方のみ順に、一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安藤郵政行政部長 このたび、郵政行政部長になりました安藤でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○岡崎企画課長 このたび、郵政行政部の企画課長を拝命しました岡崎と申します。実は、2年半前まで、1年半ほど郵便課長をやっております、そのときはこちらにお世話になりました。また戻ってまいりまして、お世話になりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○森田信書便事業課長 7月に信書便事業課長を拝命しました森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、諮問事項でございます「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」については非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項3件でございます。

それでは、諮問第1137号から1139号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○森田信書便事業課長 よろしくお願いいたします。今回は、特定信書便事業への新規参入希望者7者からの申請と、既に許可取得済みの事業者2者からの変更申請でございます。以下、行政処分の種類ごとに3件の諮問事項について説明させていただきます。

まず、資料47-1をご覧ください。表紙を取りまして、次が諮問書となっております。諮問第1137号、特定信書便事業への新規参入意思を有します事業者7者からの事業許可申請について、信書便法に掲げる許可の要件を満たしていると認められることから許可することといたしたく、ご審議いただきたいと存じます。

次の別紙1、横長の資料でございます。ページ番号で言いますと1から3までが申請者とその提供サービスの概要でございます。今回、関東から4者、東海から2者、あと、3ページに沖縄の1者、その合計7者からの申請でございます。1番の事業者が個人事業者でございます、2番目以降の法人事業者もご覧いただきますとおり、資本金は

300万円から約3億円までと、今回もさまざまな規模の事業者が参入を希望されてございます。各者の現在の事業ですけれども、6者が貨物運送業、最後の3ページの業者が警備業となっております。提供予定サービスにつきましては、信書便法第2条第7項第1号の役務のみとするのが3者、1番目、3番目、4番目ですね。残り4者が1号及び3号役務でございまして、これらのサービスの提供先としては、自治体、食品加工業、物流会社などが見込まれております。

次の4ページから信書便法の許可基準への適合性についてご説明したいと思います。別紙2、12ページにございますけれども、この審査結果概要の資料も併せてご覧になりながら、説明をお聞き願いたいと存じます。まず、法定の許可基準が3つございますけど、その1つ目、事業の遂行上適切な計画であるか否かの観点からの説明ということでございまして、資料1の4ページから7ページ、信書便事業の収支見積りでございます。事業見込み収入の金額は、契約が見込まれるものとの間で予定しています契約予定額、あるいは顧客への利用見込み通数などのヒアリング結果などを考慮しまして、申請者が算定したものでございます。ちょっと色の違うハッチがかかっておりますけど、3号役務の単価につきましては、全てが800円超ということで、法の規定に適合ということになっております。また、1号役務の取り扱い予定信書便物のサイズ、重量につきましても、法の規定に適合しているということは別途確認済みでございます。

続きまして、6ページ、7ページをご覧ください。支出及び利益の部でございますけれども、信書便事業支出の金額は申請者が項目ごとに積み上げた額、あるいは兼業する貨物運送事業などとの案分によって算出されたものでございます。ご覧いただくのは右側でございますけれども、信書便事業営業利益、当期純利益のいずれも初年度、翌年度ともにプラスと見込まれているということでございまして、事業収支に特段の問題は見受けられず、妥当なものであると判断しております。

以上、各者とも事業遂行上適切な計画を有しているものと判断しております。

続きまして、許可基準の2つ目、事業を適確に遂行するに足る能力を有するか否かの観点からの説明でございます。8ページをご覧ください。資金計画でございます。直近の決算年度におきまして、7者とも債務超過の状況にはございませんで、純資産額はプラスとなっております。また、事業開始に要する資金につきましても、各者とも全額自己資金による調達が可能という見込みでございまして、各者とも財産的基礎は十分であると判断しております。それから、6者が現在貨物運送業を営みまして、7番目の事業者も現在、現金などの貴重品の警備輸送を行っているということでございまして、いずれの者も自動車を運送手段として使用する場合に必要となる許認可は、既に取得済みでございます。

以上、各者とも事業を適確に遂行するに足る能力、資力・資格を有するものと判断してございます。

最後に許可基準の3つ目、事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切か否かの観点からの説明でございます。9ページ、引受け及び配達の方法をご覧ください。各者との引受けの方法と配達の方法を明確に記載してございました。また、後ほどご説明いたします諮問第1139号とも関連いたしますけれども、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けて配達し、受取人に直接引き渡すなどとするとき

れておりまして、これらを踏まえまして、各者の事業計画は信書便物の秘密を保護するために適切なものであると判断しております。

以上、申し上げました3つの許可基準適合性の判断をまとめて整理したものが12ページの別紙2でございます。それから、その次の13ページにありますとおり、いずれの申請者も欠格事由に当たらないということは確認してございます。

以上、まとめまして、各者とも信書便法に掲げる許可の要件を満たしていると認められることから、許可することといたしたいと考えております。

次に、資料47-2でございます。表紙を取っていただきまして、次が諮問書となっております。諮問第1138号、新規参入希望者から申請のありました信書便約款の設定の認可、それから、既に許可を取得済みの事業者1者から申請が上がってきました信書便約款の変更の認可についてご審議いただきたいと存じます。

なお、今回は特定信書便事業の許可申請者、新規申請者7者のうち2者は、昨年の信書便法改正を受けまして定められました標準信書便約款、これと同一の約款を定めるとしてございますので、今回、信書便約款の設定の認可申請者は、これら2者を除く5者からの申請ということになってございます。

1枚めくっていただきまして、別紙1でございますけれども、これが信書便約款の認可申請の概要をまとめたものでございまして、1ページと2ページは新規設定に係る5者からの申請内容でございます。各者共通して規定されている内容を挙げたものでございます。これも別紙2-1、6ページでございますけれども、審査結果概要の資料も併せてご覧いただければと思います。各者の内容ですけれども、役務の名称及び内容、信書便物の引受け、配達、転送・還付の条件、送達日数、料金の収受・払戻し、その他特定信書便事業者の責任に関する事項が、いずれも適正かつ明確に定めているものと判断しております。また、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするという規定も見られませんでした。

以上、各者とも法令上の認可基準に適合していると認められることから認可することといたしたいと考えております。

別紙1の3ページ以降でございますけれども、これは約款の変更認可申請のあった1者からの変更箇所を整理したものでございます。これも8ページにあります別紙2-2、変更認可申請の審査概要結果の資料も併せてご覧いただきたいと存じます。この変更は、昨年の法改正によります特定信書便役務の範囲拡大を踏まえまして、取り扱う信書便物の大きさ、それから料金の額を引き下げるという変更でございまして、当然、法令上の基準にも適合しているということで、それ以外には変更箇所がないということで、認可基準には適合しているということで、この変更認可をすることといたしたいと考えております。

最後に、資料47-3でございます。表紙を取っていただきまして、次が諮問書となっております。諮問第1139号、新規参入希望者7者から申請のありました信書便管理規程の設定の認可、それから、許可取得済みの事業者1者から申請のありました信書便管理規程の変更の認可についてご審議いただきたいと存じます。

次の紙、別紙1ですけれども、こちらは信書便管理規程の認可申請の概要をまとめたものでございます。1ページと2ページは新規設定に係る7者からの申請において、共

通して規定されている内容でございます。これも別紙2-1、4ページでございますけれども、審査結果概要の資料と併せてご覧いただければと思います。信書便管理者の選任、信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、事故発生時等の措置、教育及び訓練など、特定信書便事業者の取扱いに係る信書便物の秘密の保護について、適切に記載されておりまして、法令上の基準に適合するものと判断しております。ということで、認可基準に適合しているということで、認可することといたしたいと考えております。

それから、別紙1の3ページでございます。これは管理規程の変更認可申請がありました1者の変更箇所を整理したものでございます。これも別紙2-2、6ページでございますけれども、審査結果概要の資料と併せてご覧いただければと思います。現在、この事業者におきまして、信書便役務の確実・安定的な提供と取扱い中の信書便物の秘密保護を確保するために、信書便管理者を選定しております。業務の管理責任を果たせる管理者の中から選任、配置されているところでございますけれども、この事業者の会社の実情に合わせまして、信書便管理者の選定基準の変更を行うというものでございます。具体的に申しますと、現在、個別のポスト名称が選任対象者として規定されておるんですけれども、個別名称を落としまして役職レベルの表記に変更するというところで、管理規程上の記載が実態と齟齬を来すのを回避したいということでございます。ポスト名が変わったりとか、そのようなときに管理規程上の記載と齟齬が生じたりするのを回避するという目的でございます。ということで、引き続き選定基準を明確に記載されているということで、認可基準に適合していると認められるということで、認可することといたしたいと考えております。

最後、参考資料をつけてございます。参考資料の1、2でございます。今回の事業許可申請7者ですけれども、それが認められた場合の参入状況を整理したのが参考1でございます。前回の4月から廃業した者はおりませんで、今回新たに7者参入するということで、合計480者となる予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見、ご質問ございませんでしょうか。何かございませんでしょうか。よろしいですか。

ご意見、ご質問ございませんようですので、諮問第1137号から1139号については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することにいたします。

こちらで用意された審議議題は以上でございますが、この際、各委員の方々から何かご発言があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○多賀谷委員 よろしいですか。

○樋口分科会長 はい、多賀谷委員。

○多賀谷委員 この変更認可申請というのは、それまでの規程と若干異なっているところで申請するわけですけれども、基本的に事業者が申し出る形で申請をしていると。実態として、事業のあり方によって変更せざるを得ないという状況になるかどうかということは、事業者が自主的に判断していると理解すればよろしいでしょうか。

- 森田信書便事業課長 さようでございます。
- 多賀谷委員 だから、別に立入検査をするわけじゃないし、中には変更申請しなくてはいけないのだけれども、していないという事業者もいなくはないと理解してよろしいでしょうかね。
- 森田信書便事業課長 年に1回、事業概況報告を全事業者から提出いただいておりますので、それで判明することになると思います。
- 多賀谷委員 場合によっては行政指導で、ちょっと違うのじゃないかということ言うぐらいはあるかもしれないということですか。
- 森田信書便事業課長 はい。
- 多賀谷委員 チェックはしているということですね。
- 森田信書便事業課長 そうですね。新規事業者につきましては、事業の最初の年は立入検査を各総合通信局等でやってございますし、あと、3年ごとの検査等というのもやってございます。
- 多賀谷委員 わかりました。
- 樋口分科会長 この文書で、新規参入の条件に、個別の配送のときに、あるところから離れるときに施錠することというルールがここに書いてありますが、例えば、街でよく見かける某運送業者の方がリヤカー等々で配達中に、施錠しないで網だけかけてリヤカーを離れるケースを見かけますが、信書便の配達者はすべてこのルールを守っていると認識してよいですか。
- 森田信書便事業課長 そこはやはり信書便物を管理するということなので、そのようにしていただいているということでございます。
- 樋口分科会長 ほかに何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
事務局から何かございますか。
- 事務局（東情報流通行政局総務課課長補佐） 事務局から、次回の日程につきましてご連絡させていただきます。次回の日程につきましては、9月23日金曜日の午後からの開催を予定しております。詳細につきましては、別途ご連絡を差し上げますので、どうかよろしく願いいたします。
以上です。
- 樋口分科会長 では次回、よろしく願いします。
それでは、本日の会議を終了いたします。短い会議でしたけれども、ご出席いただきましてどうもありがとうございました。

閉 会